

義務教育費国庫負担金の交付額の算定について(文部科学大臣宛て)

8府県において過大に算定されている義務教育費国庫負担金(支出) 7億9700万円

1 制度の概要

(1) 義務教育費国庫負担金の概要

義務教育費国庫負担金(以下「負担金」という。)は、義務教育費国庫負担法に基づき、国が都道府県に対して交付するものである。また、負担金により国が負担する経費は、公立の小中学校等に勤務する教職員の給与等に要する経費となっており、その額は、都道府県の実支出額と上記の法律に基づき負担金の上限額を定めている政令により算定した額(以下「算定総額」という。)とのいずれか低い額の3分の1となっている。

上記の政令によれば、算定総額は、小中学校の教職員に係る算定基礎定数等を基に算定することとされており、算定基礎定数については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(以下「標準法」という。)に基づいて算定した教職員の定数(以下「標準定数」という。)等を基に算定することとされている。

(2) 小中学校の事務職員に係る就学援助定数の算定

小中学校の事務職員に係る標準定数は、標準法第9条各号の規定により算定する数を合計した数によることとなっており、同条第4号の規定により算定する数は、次のア又はイに該当する児童生徒(以下「就学困難な児童生徒」という。)の数が著しく多い小中学校(以下「4号該当校」という。)の数と同数となっている(以下、同条第4号の規定により算定する数を「就学援助定数」という。)

ア 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)が保護者である児童生徒(以下「要保護児童生徒」という。)。ただし、当該保護者が「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」(以下「就学援助法」という。)に規定する費用等である「学用品又はその購入費」、「通学に要する交通費」及び「修学旅行費」(以下、この3種類の費用等を合わせて「就学費用」という。)の支給を受けるものに限る。

イ 市町村(特別区を含む。)の教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者が保護者である児童生徒(以下「準要保護児童生徒」という。)。ただし、当該保護者が就学援助法に掲げられた就学費用の支給を当該市町村から受けるものに限る。

そして、4号該当校の数は、標準法に基づく政令によれば、就学困難な児童生徒の数が100人以上であり、その学校における児童生徒の総数に対する割合(以下「就学困難割合」という。)が100分の25以上である小中学校の数とされている。

(3) 就学援助法に基づく就学費用の支給と生活保護法に基づく教育扶助の関係

要保護者は、市町村から就学費用を受給できる一方で、その児童生徒について生活保護法に基づく教育扶助(以下「教育扶助」という。)を受給できることとなっており、文部科学省は、毎年度通知を発して、当該児童生徒について教育扶助が行われている場合には、教育扶助において措置されていない「修学旅行費」以外の就学費用は教育扶助と重複して給与しないよう市町村に求めている。

文部科学省は、毎年度、「要保護及び準要保護児童生徒が100人以上でその学校の児童生徒に対する割合が25/100以上の学校数調」(以下「4号該当校数調」という。)により4号該当校の数を報告するよう各都道府県に求めている。4号該当校数調の様式においては、該当する学校ごとの児童生徒

の総数、就学困難な児童生徒の数、就学困難割合等を記入することとなっており、各都道府県は、4号該当校数調に記入すべき事項の基礎となる調書（以下「調書」という。）の提出を市町村に依頼している。

そして、各都道府県は、市町村から提出された調書を取りまとめて4号該当校数調を作成して、文部科学省に提出している。

2 本院の検査結果

平成21年度から24年度までの間に算定総額を基に負担金の交付を受け、就学援助定数の算定実績のある都道府県のうち、8府県^(注)に対して交付された負担金計1兆1771億1338万余円を対象として検査したところ、8府県の全てにおいて、次のような事態が見受けられた。

（注） 8府県 京都府、神奈川、愛知、香川、高知、福岡、佐賀、大分各県

(1) 就学援助定数の算定状況

8府県は、4号該当校の数の算定に当たり、保護者が就学援助法に規定する就学費用の支給を受けるものかどうかを考慮することなく、要保護児童生徒及び準要保護児童生徒の総数を就学困難な児童生徒の数としており、これを基に4号該当校の数を21年度から24年度までの間で延べ1,509校と算定し、これと同数の計1,509人を就学援助定数としていた。しかし、要保護者は、前記のとおり、その児童生徒について教育扶助を受給できることから、8府県が4号該当校としていた上記の延べ1,509校における要保護児童生徒の総数延べ36,082人の保護者について就学費用の受給状況をみると、

「修学旅行費」以外の「学用品又はその購入費」及び「通学に要する交通費」を受給している者は1人も見受けられなかった。そして、就学費用として「修学旅行費」を受給していた上記保護者の児童生徒の数を算定すると、前記の延べ36,082人のうちの延べ8,679人となっていた。

したがって、8府県において、保護者が就学費用の支給を受ける要保護児童生徒のみを就学困難な児童生徒に該当する要保護児童生徒として就学援助定数を算定すると計1,093人となり、前記の計1,509人との差である計416人が過大に算定されており、これに係る負担金計7億9700万余円が過大に交付されていると認められる。

(2) 4号該当校数調の作成状況

文部科学省は、4号該当校数調の様式において、要保護児童生徒については、その保護者が就学援助法に規定する就学費用の支給を受けるものに限って記入することとする注記を設けている。

しかし、この注記は、標準法の条文の一部を引用しただけのものであり、就学困難な児童生徒の数を算定するに当たって特に注意を要する旨を周知する内容とはなっていないため、8府県から調書の提出依頼を受けた管内市町村は、要保護児童生徒の保護者が就学援助法に規定する就学費用の支給を受けるものかどうかを考慮することなく、要保護児童生徒の総数を就学困難な児童生徒の数に計上して調書を作成していた。

したがって、文部科学省が4号該当校数調の様式に設けた注記は、適正に4号該当校の数を算定するための必要な情報として十分な内容となっていないと認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

文部科学省において、要保護児童生徒の保護者が就学援助法に規定する就学費用の支給を受けるのは、実質的に要保護児童生徒が修学旅行の実施される特定の学年に在籍する場合のみとなっていることから、就学困難な児童生徒に該当する要保護児童生徒の数を算定する際には特に注意を要することなどについて、4号該当校数調等に明示するとともに、これを各都道府県に対して周知し、その徹底を図ることにより、負担金の算定が適正に行われるよう是正改善の処置を求める。